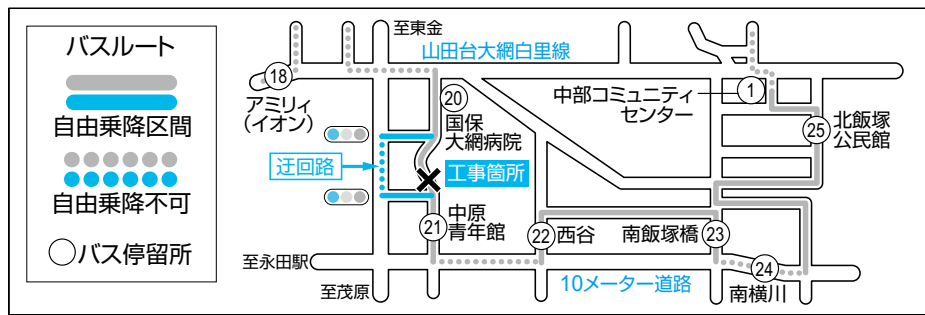


コミュニティバス・高齢者外出支援事業の一部路線変更

富田地先での道路改良工事による通行止め区間を迂回するため、次の期間コミュニティバス・高齢者外出支援事業の運行経路を変更します。利用者の方々にはご迷惑をお掛けしますが、ご協力をお願いします。

迂回期間=平成28年1月4日(月)~2月29日(月)
 企画政策課政策推進班
 ☎(70) 0315



▼対象者
 ① 4月1日時点で国民健康保険に加入している40歳以上の方
 ② 受診時に後期高齢者医療制度に加入している方
 ▼検査日 毎週(月)・(水)・(金) 13時30分
 ※平成28年3月30日(水)まで

大網病院で、特定健康診査(国保)・健康診査(後期)の個別健診を受診できます

▼人数 毎回10人まで
 ▼受診方法 (完全予約)
 ① 大網病院に予約の電話をする。(月)~(金) 8時30分~17時 (祝日、年末年始を除く)
 ② 受診日当日、受診票、保険証、一部負担金を持参し、健診を受ける。
 ③ 受診終了後、病院へ一部負担金をお支払いください。
 特定健康診査、健康診査(個別健診)と肺がん・結核検診、大腸がん検診、前立腺がん検診を併せて受診することができます。
 詳しくは問い合わせください。
 申・国保大網病院地域医療連携室 ☎(70) 1082

介護相談員が活動しています

市では、介護サービスに関する疑問、不満や不安などの解消を図るため、介護相談員派遣事業を実施しています。介護相談員は、市の委嘱を受け、介護サービスを提供している施設等を訪問して、利用者の話を聞いたり相談に応じたりすることで、利用者と介護サービス事業者との橋渡し役となります。平成26年度は、介護相談員が2名1組となり、18回(延べ40事業所)訪問し、利用者等の相談を受けました。

◆訪問施設一覧

施設の種類	施設の名称
介護老人福祉施設	おおあみ緑の里
介護老人保健施設	杜の街
有料老人ホーム	敬老園ロイヤルヴィラ大網白里
認知症型共同生活介護	グループホーム めくもりの家
	グループホーム 緑の風
	グループホーム しあわせの家
	グループホーム 杜の街
	グループホーム ほほえみの里かきつばた

国高齢者支援課介護保険班 ☎(70) 0309

後期高齢者医療制度および国民健康保険の被保険者が亡くなった場合、市民課窓口で手続きを行うことで、葬儀を行った喪主の方へ葬祭費として5万円が支給されます。手続きに必要なもの

- ・ 亡くなった方の被保険者証
- ・ 喪主の方が確認できる書類(会葬礼状、葬儀の領収書等)
- ・ 喪主の方の口座番号が分かるもの
- ・ 喪主の方の印かん(朱肉を使用するもの ※後期高齢者)

後期高齢者医療制度・国民健康保険の葬祭費

ガスストーブ・ファンヒーターを安全に使いましょう

ご使用の際は次の点に注意して、正しく安全に利用しましょう。

- ・ ご使用の際は30分に1回程度、窓を開けるなどして新鮮な空気を入れ替えましょう。
- ・ ファンヒーターのフィルターはこまめに掃除しましょう。
- ・ 器具の周辺に燃えやすいものは置かないでください。また、小さなお子さんのいるご家庭ではやけどなどに注意しましょう。



火災の原因になります。



低温やけどになる恐れがあります。

国ガス事業課 ☎(72) 1131

ガス事業課では、環境にも家計にもやさしい県産天然ガスを供給しています。

ねんきんナビ

「被用者年金一元化法が施行されました！」

平成24年8月に成立した「被用者年金一元化法」により平成27年10月1日から、これまで厚生年金と分かれていた3つの共済年金(国家公務員共済組合、地方公務員等共済組合、私立学校教職員共済)が、厚生年金制度に統一されました。

平成27年10月以降、厚生年金の決定・支払いは従来どおり、厚生年金被保険者期間分は日本年金機構、共済組合等加入期間分は各共済組合等で行います。

厚生年金に関する届書等は、日本年金機構または共済組合等の窓口でも受け付けできます(ワンストップサービス)。

◆受付

平成27年10月以降に受給権が発生した厚生年金に限り、

※障害給付の届書等の一部の届書を除きます
 「年金加入期間確認通知書」や「年金証書」等、他の実施機関に係る加入期間や年金額を明らかにする書類は、原則として添付が不要となります。

◆年金相談

共済組合等が管理する年金記録のうち、平成27年10月以降に厚生年金を受ける権利が発生する被保険者および受給者の方は、日本年金機構の窓口でも年金相談が可能になりました。

※日本年金機構で相談が可能となるのは厚生年金に限り、(共済年金に関する相談は行えません)

【共済組合等が支払う厚生年金で、年金事務所で入る相談】

▶共済組合等が支払う年金額、年金額の変更理由、支払額等に関する照会

▶共済組合等の加入期間を有する方の被保険者記録(加入期間や標準報酬月額等)に関する照会

※年金額の根拠や改定された経緯、加入期間や標準報酬月額等の根拠を確認する場合は、共済組合等に直接照会して頂く必要があります

▶厚生年金保険法に基づき、年金の権利が発生する方からの年金の受給資格に関する照会

◆年金の決定・支払い

老齢厚生年金および遺族厚生年金(長期要件)は、それぞれの加入期間ごとに日本年金機構および共済組合等が決定・支払いを行います。

障害厚生年金、障害手当金および遺族厚生年金(短期要件)は、それぞれ初診日または死亡日に加入していた実施機関がほかの実施機関の加入期間分も含め年金額を計算し、決定・支払いを行います。

◆その他

被用者年金一元化にあわせて次のとおり変更になりました。

・年金額は、これまでの百円単位(50円未満切り捨て50円以上切り上げ)から一円単位(50銭未満切り捨て50銭以上切り上げ)に変更しました。

・年金の各支払い期の端数処理について、各支払月に1円未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、切り捨てた金額の合計額を翌年2月に支払われる年金額に加算します。

・老齢厚生年金を受けている方が国会議員または地方議会議員である場合、議員報酬の月額および期末手当額と年金の額に応じて、年金の一部または全額が支給停止となります。

国千葉年金事務所 ☎043(242)6320
 市民課国保年金班 ☎(70) 0334

医療制度のみ)
 ・申請者または代理人の本人確認ができるもの(運転免許証、パスポート等)
 申・国民課国保年金班
 ☎(70) 0334

高齢者の相談窓口 地域包括支援センターだより

～年末の大掃除は事故に注意～

早いもので、今年も残り1か月となりました。新年を迎えるために大掃除をするご家庭も多いと思います。

東京消防庁の発表によると、大掃除の時期である12月は他の月の2倍以上の事故が発生しており、65歳以上の高齢者が掃除中の事故で搬送されるケースが増えてきているそうです。高齢者の事故が増えている要因については、高齢者人口の増加に加えて独居高齢者や高齢者世帯の増加があり、「年齢的にはきつい掃除でも、自分でやらなければならない」状況があると同庁が指摘しています。

事故の内容については、「床で滑って転倒」、「イスから転落」など転倒、転落、墜落が全体の7割を占めています。

大掃除の際は、安定した足場を選び、片方の手でしっかりと固定された家具等につかまるなどバランスを崩さないようにし、降りる際は足を踏み外さないよう注意しましょう。

大掃除を自分で行うのがきつくなった方は、家事代行業者に任せるといった方法もあります。お金がかかりますが、自分ではできない部分まできれいにしてくれますし、ケガの心配もありません。家中の掃除を一度に頼むと高額になりますので、今年からは浴室、来年は換気扇というように数年に分けて依頼する方法もいいかと思えます。12月は業者も混み合いますので、早めに問い合わせましょう。

◎高齢者の相談窓口として各種相談を受け付けています。自宅等に訪問することもできますのでお気軽にご相談ください。

国地域包括支援センター
 ☎(70) 0439 FAX(70) 1093
 在宅介護支援センターおおあみ緑の里
 ☎(73) 5146
 在宅介護支援センター杜の街
 ☎(70) 1666